

広島県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年三月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和七年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道新山府中線	福山市駅家町大字助元三四五三番一地从先から福山市駅家町大字助元三四五三番一地先まで	令和七年三月一〇日